

会 議 録

会 議 の 名 称		令和6年度 第3回 福津市国民健康保険運営協議会
開 催 日 時		令和7年1月24日（金） 午後 7時00分から 午後 8時10分まで
開 催 場 所		福津市役所 別館1階 大ホール E
委 員 名		〈出席委員〉 廣渡 由利弥 真次 誠一郎 高木 義明 古野 貴 中島 究 東 陽子 片岡 礼子 仲村 亀雄 〈欠席委員〉 都島 直來
所 管 課 職 員 職 氏 名		市民生活部長 谷口 由貴 保険年金医療課長 朝長 弘美 保険年金係長 笹田 美和 保険年金係 大坪 莉奈
会 議	議 題 （ 内 容 ）	（1）令和7年度国保事業費納付金（本算定）について （2）答申について
	公開・非公開の別	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部公開
	非 公 開 の 理 由	
	傍 聴 者 の 数	2名
	資 料 の 名 称	・ 令和6年度第3回福津市国民健康保険運営協議会次第 ・ 協議資料 ・ モデルケース（改定案（2）【新規追加】サシカエ）
会 議 録 の 作 成 方 針		☐ 録音テープを使用した全文記録
		☒ 録音テープを使用した要点記録
		☐ 要点記録
		記録内容の確認方法 委員確認
そ の 他 の 必 要 事 項		

令和6年度 第3回 福津市国民健康保険運営協議会会議録

令和7年1月24日

市役所 別館1階 大ホールE

(事務局) 本日は、大変お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。
本日は都島委員より欠席との連絡をいただいておりますので、ご報告いたします。

それでは、本協議会の成立宣言を行います。国民健康保険運営協議会規則第5条第1項の規定により各代表1名以上を含む過半数の委員の出席で会が成立します。

本日は、各代表1名以上、定数9名中8名の出席をいただいておりますので、定数を満たしておりますので、本協議会は成立します。

それでは、片岡会長よりごあいさつをお願いいたします。

1. 会長あいさつ

【会長あいさつ】

(事務局) ありがとうございました。
それではこの後の議事進行につきましては、国保運営協議会規則第2条第1項の規定により片岡会長をお願いいたします。

(会長) それでは次第に沿って進めます。滞りなく進行しますよう皆さまのご協力をお願いいたします。

2. 議事録署名人の指名

(会長) はじめに、本会議の議事録署名人の指名をいたします。
国保運営協議会規則第8条第1項の規定により、会長及び会長の指名する出席委員が会議録の署名をすることになっておりますので指名をさせていただきます。
保険医・保険薬剤師代表の古野委員をお願いいたします。
議事に入ります前に、本会議は公開となっております。福津市附属機関の会議の公開に関する要綱第5条の規定により2名の方が本会議の傍聴を希望されています。
皆さま、傍聴人を入場させたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【委員了承】

それでは、事務局は傍聴人を入場させてください。

【傍聴人着席】

それでは議事に入ります。

3. 議事

(1) 令和7年度国保事業費納付金(本算定)について

(2) 答申について

(会 長) まず、議題について事務局は説明をお願いします。

【事務局より説明】

(会 長) ただいま説明のありました件について、ご意見、ご質問のある方は、ご発言ください。

(委 員) 資料を読んで、税率等は今後のためにも変えたほうがいいと思いました。改定案の(1)か(2)のどちらが良いかはまだはっきり分らないですが。

(委 員) 県の示す税率等に合わせていくということについて、実際に県の示す税率等は分らないのですが、令和7年度の税率等を県の示す税率等にした場合、すごく負担が増えるということですよ。

(事 務 局) その通りです。保険税が急激な変更があると、皆さんの負担がとても大きいので、県の示す税率等に近づけていくために、今の福津市の税率等から、医療分は下げて、後期高齢者支援金分と介護納付金分は上げることを提案させていただいております。

(委 員) 最終的に、県統一化がされたら、有無を言わずその税率等にしなければならぬということですよ。

(事 務 局) その通りです。何年か先のことにはなりますが。

(委 員) 税率等を変えて、財源不足額がさらに大きくなるという案になっていますが、県統一化がされると、財源不足額は生じないことになるのでしょうか。今回は、財源不

足が生じた場合は基金を活用することになると思いますが、県の示す税率等に統一化されたときに、財源不足額はほぼ0に近づく見通しなのでしょうか。

(事務局) 3ページにある財源不足額をできるだけ0に近づけるためには、各被保険者の方からいただく税額を上げて、プラスマイナス0にすることになります。今回も財源不足額をプラスマイナス0にするような税率等の設定に変更することもできます。ただ、第1回の会議で見いただきましたように、福津市は保険給付費が想定より伸びなかったため、結果として決算余剰が発生して基金があります。その基金は、今の被保険者の方々が積み立てているものですので、それをそのまま長く積み立てておくと、75歳到達者などの国保被保険者ではなくなる方もいらっしゃいますので、今の被保険者の方々に還元し、給付と負担の割合の均衡を取っていないといけないと思っています。

単年度で考えて、財源不足額を0に近づけるとなると、保険税を上げないといけないのですが、基金が積み立てられている状況と、答申案にも記載させていただいたのですが、保険給付費が少し減少傾向であることを踏まえて、まずは、県が示している税率等の、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の3区分の割合を近づけたいと考えています。理由としては、介護納付金分は40歳から64歳までの被保険者の方だけに、国保税に上乗せして納付いただいているものですが、答申案3パターンともマイナスになっています。本来は40歳から64歳の被保険者の方が負担すべきものです。現行税率等で見ると、医療分が過剰になっています。結果として、医療分で介護納付金分を補てんしているような形となっています。ですので、まずは、この区分ごとの割合を県が示している割合にできるだけ近づけて、次の段階は、財源不足額が0に近い税率にしていけないといけないと思っています。ただ、今のところは、基金が積み立てられている状況のため、今の被保険者の方が積み立てた基金は、今の被保険者の方に還元しながら、できるだけ県の示す割合に近づけ、将来的には財源不足額を0に近づけていくという方法が、保険税が急に上下しないだろうと考えています。

(委員) ありがとうございます。県の示す税率等が分からないので、何とも言えないですが。

(事務局) 県が示しているのは、標準保険税率というものです。今回算定した3パターンには、モデルケースといって、所得がこのくらいの何人世帯であれば保険税がいくらになるというものを提示させていただいていますが、それによる算定ではなく、標準的なモデルの場合であればいくらというものです。実際に県が示してくるのは、資料の3ページに記載しております、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分それぞれの金額と合計額が示されます。標準で算定をしているので、県の示す税率等に合わせたからといって、財源不足額が0になるというものではあ

りません。

（委員） いずれは、医療分の金額や後期高齢者支援金分、介護納付金分、福岡県全域で同じになるということですか。

（事務局） 今現在は、税率等も市町村ごとに違いますし、賦課方式も違います。福津市では所得割・均等割・平等割の三方式を採用していますが、それに資産割を加えた四方式を採用している市町村もあります。令和 18 年度には、そこも含めて県内統一化されると見込みです。

（委員） 将来的には、県内で全部統一されるということですよ。

（事務局） その通りです。

（委員） 住所が福津市でも、古賀市でも、宗像市でも全部同じになるということですか。

（事務局） そうです。資料の9ページの左下に記載しております「県内、どこに住んでいても同じ所得水準、同じ世帯構成なら同じ保険料」になるというのが、国が目指している完全統一です。古賀市に住んでいても、宗像市に住んでいても同じ保険料になります。

（会長） 質問いただいた内容は、分られましたでしょうか。

（委員） 詳しいところは分かりませんが、方向性は理解できました。

（会長） 3ページの一番上の赤で囲んである、ここが、県が示している令和7年度の納付金の割合ということですか。

（事務局） はい。本算定の結果を載せております。医療分と後期高齢者支援金分と介護納付金分、合計に占める割合を載せております。

（会長） 例えば、医療分の 68.76%を、現行税率のままだと 2%プラスになっているから、そこを近づけていきたいと思いますというのが、改定案(1)と(2)ということですね。

（事務局） はい。4ページの下に載せているのが、会長が言ってくださった、県の示す割合との差をまとめたものです。

（会長） 皆さま、他に何かありませんでしょうか。本日の会で結論を出すということになっ

ておりますので、分からないことがありましたらご質問をお願いします。

(委員) 改定案の(1)と(2)で、医療分の均等割と平等割の金額を微妙に変えていると思うのですが、この理由は何なのでしょう。なぜ、改定案(1)に比べて、減額幅を小さくする案を設定したのでしょうか。理由を教えてください。

(事務局) 第2回の会議で、各区分の割合を見直した場合ということで、改定案(1)を示していたのですが、本算定の結果を反映させた時に、納付金が上がった結果、財源不足額が仮算定の時よりも大きくなったため、改定案をもう一つ新しく追加したいと考えました。

(委員) 財源不足額が大きくなったところを、医療分の減額幅を小さくして補おうとしたということですか。

(事務局) はい。改定案(1)と(2)の差があまり大きくは変わらないと思われと思いますが、改定案(2)の設定の時に、(1)と比べて、医療分の減額幅を小さくした金額で設定しようとしていたのですが、その設定で各世帯のモデルケースを出してみたところ、保険税が増額する世帯が一部生じました。前回の会議で、どの世帯も減額または変わらないようにするという説明をさせていただいたことと、異なる結果になってしまうため、財源不足額がより小さくなる案を今回新たに追加したということになります。結果として(1)と(2)の差はあまり大きくならなかったのですが。

(委員) ありがとうございます。今回も前年までと同様に、財源不足額が生じずに基金になっていくかもしれませんよね。今回基金を使わなければ、今負担している方々に還元できないというお話があったように、確かに財源不足見込額はパーセントでいうと大変小さな数字かもしれませんが、大切な税金ですので、なるべくきちっとしたものを望みたいです。そして、基金を使う方向性なのであれば、もう少し少ない額に設定しても良い気がします。もしかしたら大赤字になるかもしれませんが、ギリギリのラインで設定するのが良いのではないかと思います。それこそ大赤字になった時は基金を活用したら良いと思います。

先ほどお話があったように、基金は使わなければならない、そして今負担している方々に還元するという点を踏まえて、改定案(1)と(2)のどちらが良いかということになるかなと思います。今の被保険者の方の負担が少ない方がよろしいのではないのでしょうか。

将来の県統一化に向かった作業だと思いますので、そこに至る過程として、今の被保険者の方々の負担が少ない方を選ぶ、そしてもし足りなければ基金を使うのが個人的には良いと思います。

(事務局) なぜ、サシカエとして新規追加の減額幅が少し小さい改定案(2)を入れたかというところだと思うのですが、令和 18 年度までという、少し期間があるということが一つ、それともう一点は、前回ご意見が出ていた、大きく保険税が上下することは被保険者の方々にとってあまり望ましくない、少しずつ変えていくことが影響が小さいということがあったので、少しではありますが、減額幅を小さい案を作成しました。

(会長) 他にご質問・ご意見はありませんでしょうか。

(委員) 市としては令和 18 年度の県統一化に向けて、県の示す税率等に少しずつ近づけながら、基金も少しずつ使いながらという方針でいきたいということですね。

(事務局) はい。その方が被保険者の方々にとって影響が小さいと考えています。

(会長) 他にどなたかございませんでしょうか。

それでは、事務局から提案のあった令和7年度の保険税率等の見直し案について、前回の会議の時点では、据え置きの場合と、改定する場合という2つの答申【案】について審議をする予定でしたが、先ほどの事務局の説明において、納付金の本算定の結果を踏まえて、改定する場合の案をもう一つ追加して提示がありました。

事務局からの説明では、保険料水準の県内統一に向けて、県の考え方に近づけていくため保険給付費が減っているいま、財源不足が生じた場合は基金を活用して、医療分・後期高齢者支援金分・介護納付金分の3区分のバランスを調整することを目指したいという提案がありました。

会としての意見をまとめたいと思います。

お一人ずつご意見やお気持ちをお尋ねして、最後に挙手によって採決を行いたいと思います。

それでは、席の順番でこちら側から、答申【案】の表現についてのご意見やお気持ちなど、一言でも結構ですので教えていただけたらと思います。どうぞよろしくお願いします。

(委員) はい。私の意見は、先ほど言ったとおりです。

(委員) 改定案(1)か(2)のどちらかということですね。医療分を 25,000 円にするか 25,400 円にするか、もしくは現状にするか。今の福津市の現状としては、医療分は余り、後期高齢者支援金分と介護納付金分は足りないということで、現状の保険税のままだと財源不足額が生じる見込みで、改定案(1)も(2)も財源不足額

が生じるため、基金を活用するということですよね。基金も積んでおくものでもないと思いますので、基金を活用していくのであれば、個人の保険税も下がりますし、改定案(1)になるのではないかと思います。

(委員) 改定案(1)の方が、区分ごとの割合の差が一番小さいと4ページにも記載があったので、そういうことかと理解できましたので、0.24%や 0.1%の差なのであれば県の示す割合と全く一緒にしても良いのかなとは思いましたが、全く一緒にしてもしなくても、だいたいこのくらいの財源不足額が生じることになると思うので、改定案(1)が良いと思います。今の段階で基金を使いたいのであれば、もう少し保険税を下げても良いのかなとも思いますが、0に近づけていくということであれば、改定案(1)が良いのではないのでしょうか。

(事務局) 送付している資料の中に、こんな世帯の構成で、所得がこのくらいだったら保険税がいくらになるかを示したモデルケースがあります。パターン①からパターン⑳まで付けております。これが、今日の資料の3ページにある、改定案(2)の場合、現行の保険税と比較して、どのくらい影響があるかを試算したことになります。モデルケースパターン①1人世帯7割軽減の方は、年税額マイナス 100 円となります。パターン⑥2人世帯7割軽減の世帯は、プラスマイナス0円、パターン⑪3人世帯7割軽減の世帯は、マイナス 100 円、パターン⑯2人年金受給世帯7割軽減の世帯は、マイナス 600 円になるというふうに、年税額がいくら減るかという、少し現実的にイメージできると思います。

今日の資料の3ページにあります、改定案(1)の場合のモデルケースの資料は前回の会議でお渡ししておりますので、お手元にある方はご覧いただきたいと思います。モデルケースパターン①の方は年税額マイナス 300 円、パターン⑥の世帯はマイナス 300 円、パターン⑪の世帯はマイナス 500 円、パターン⑯の世帯はマイナス 900 円というような規模感になります。均等割・平等割の金額が変わると、世帯の人数が増えると年税額が大きく変わることになります。

各家庭にどのくらいの影響があるのかを少し加味したうえで、ご協議いただければと思いますので、協議の途中で発言して大変申し訳ございません。資料の追加説明をさせていただきました。

(会長) ありがとうございます。

(委員) 今の説明を聞いて、もう少し保険税を下げても良いのかなと思っていましたが、もし元の保険税に戻すとなった時に、さらに影響が大きくなってしまうのも良くないと思いました。

(委員) 私も改定案(1)で良いと思います。少し分からないところがあるのですが、資料2

ページの過年度滞納分保険税とはどういうことですか。集金がされていないとかですか。

（事務局） その通りです。過年度分で未納の方の分が、現年度に納めていただく分です。

（委員） そこに不足は生じないのですか。そうなれば、財源不足額がまた大きくなったりするのではないですか。

（事務局） 収納率は、いくら入ってくるかという計算をするときに、現年度の保険税の収納率が、だいたいこのくらいであるというの見込んで計算しています。その平均収納率をもとに、いくら入ってくるかを計算したうえで、財源不足額がいくら生じるかを算出しています。

（委員） 過年度滞納分保険税は既に入ってきたものということですか。

（事務局） 過年度分の保険税が入ってくる見込みです。

（委員） それならやはり、財源不足額が大きくなるかもしれないということですか。

（事務局） 財源不足額が大きくなるかもしれませんが、収納額が見込みを上回ることもあります。
この表に記載しているものは、過年度滞納分保険税に関わらず、すべて見込額ですから、上下することはいずれも考えられます。

（委員） ご説明いただきありがとうございます。
改定案(1)で良いと思います。

（委員） 改定案(1)と(2)のどちらが良いかはっきりとは分からないのですが、基金をたくさん使っても良いのであれば、改定案(1)になるかなと思います。資料の4ページの区分の割合の差が一番小さいのも改定案(1)ですし。

（委員） 改定案(1)で良いと思います。

（委員） 改定案(1)だと保険税が増える方がいらっしゃるということですよ。

（事務局） 改定案(1)は保険税が増える方はいません。どのパターンの方も、皆さん減額になります。改定案(2)は変わらない方が一部いらっしゃいます。

(委員) あまり理解できていないところがありますけれども、ありがとうございます。

(会長) それでは、本日は採決になりますので、もう少し考える時間を設けさせていただきます。

皆さん、そろそろ採決に移りたいと思いますがよろしいでしょうか。

【委員了承】

それでは採決に移ります。

1つめ

【令和7年度の保険税率等は据え置きとして、各区分の見直しは行わない】案が良いと思われるかたは挙手をお願いします。

【挙手0人】

2つめ

保険税率等について、各区分の配分を見直す場合として、
改定案(1)

【医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の配分を調整するため、税率等を見直す。医療分を減額し、後期高齢者支援金分、介護納付金分を増額させる】案
が良いと思われるかたは挙手をお願いします。

【挙手7人(全員)】

改定案(2)本算定を受けて新しく追加したもの

【改定案(1)と比較して、医療分の均等割と平等割の減額幅を小さくしたもの】の案
が良いと思われるかたは挙手をお願いします。

【挙手0人】

(事務局) ありがとうございました。皆さまのご意見は、改定案(1)として承知をいたしました。

資料の6ページの内容で答申【案】として良いかどうか、気になる表現や修正した方がよい点、意見を付け加えたほうがよい点をご確認いただけませんか

か。

【異議なし】

（会 長） もう一度改めて読んでみて、気になるところがあれば、後日連絡していただく形でもよろしいでしょうか。

（事 務 局） 時間的な制約もありますので、万が一気になる点などございましたら、1月 27 日月曜日の午前中までをお願いいたします。最終的な文面の確認は、事務局と会長に委任いただくということでよろしいでしょうか。
整い次第、会長から市長へ提出するということで進めさせていただきます。

4. その他

（会 長） 他にどなたかございませんでしょうか。
ないようであれば、これをもちまして本日の議事については終了いたします。事務局から事務連絡以外で何かありませんか。

それでは、これで議長を退かせていただきます。みなさまのご協力に感謝いたします。どうもありがとうございました。

（事 務 局） ありがとうございました。
この後、事務連絡をさせていただきますので、傍聴人の方はご退席いただきますようお願いいたします。

< 終 了 >